

第1章 地域福祉計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 社会的背景

少子高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者の増加、それに伴い孤独死が起るなどの問題が出てきています。また、市民の生活様式も昔と様変わりしている中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることが求められています。

地域においては、高齢者の閉じこもり、近隣住民とのコミュニケーション不足による近所トラブル、子育て家庭の孤立化や介護の負担を背景にした虐待の増加などが新しい社会問題となっています。こうした状況の中で、地域における助け合いがこれまで以上に重視されるようになっていきます。

本市では、2007（平成19）年4月から「岐阜市住民自治基本条例」が施行され、「市民がまちづくりの主権者である」ことを基本理念に、市民の参画と協働による住民自治の充実をめざすこととしています。2008（平成20）年3月には条例のアクションプランとして「協働型市政運営行動計画」が策定され、地域住民をはじめボランティア市民及び事業者が主体的にまちづくりに参画すること、市としてそれを支援していくこととしています。

また、地域福祉の理念では、地域住民が主体的な意思を持ち地域の福祉課題を解決していくために協力して取り組むことが必要とされています。言わば、「市民と行政による協働のまちづくり」の理念を福祉分野で具現化するのが地域福祉の考え方です。

(2) 計画策定の意義

2000（平成12）年に旧社会福祉事業法が社会福祉法に改題されました。この中で、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することをめざして、地域福祉計画の策定が位置付けられ、本市では2004（平成16）年3月に第1期岐阜市地域福祉計画を策定しました。

なお、この計画は、2009（平成21）年4月から施行する、第2期岐阜市地域福祉計画となっています。

社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

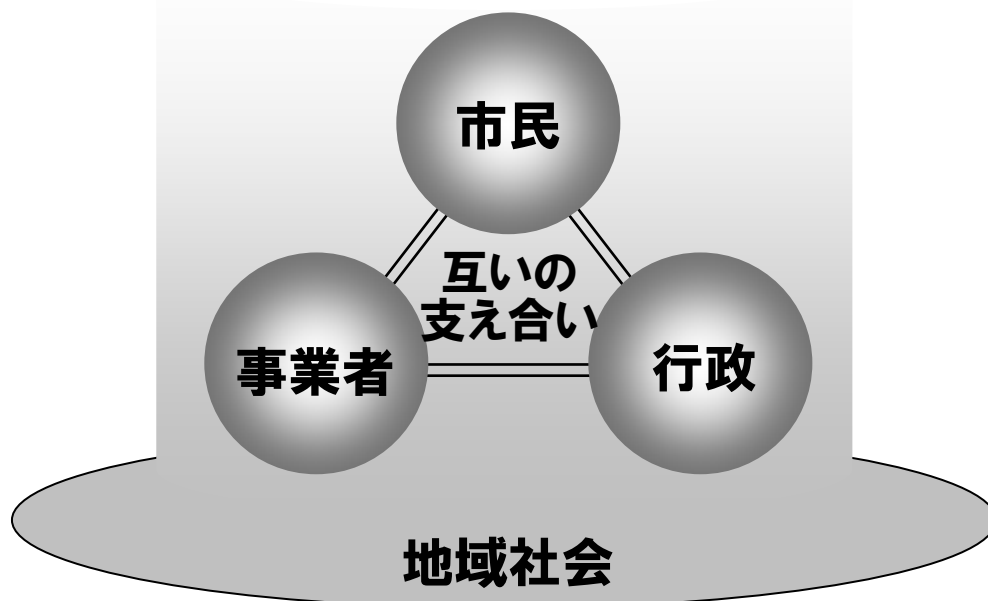
2. 計画の基本理念

地域福祉を定義するならば、「住みよい地域社会をめざして、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる営み」と表現できます。

地域に住んでいる人が困っていることや悩んでいること（課題）に対して、住民同士が相互に理解し協力することで解決しようとする活動や、社会保障や保健、福祉、医療などのサービスを必要としている地域住民の立場から利用しやすいように、サービスなどの提供のあり方を総合的に組み替えていくことが地域社会の役割として期待されます。

第1期岐阜市地域福祉計画では、基本理念として『誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造』をめざし、市民と行政、さらに岐阜市社会福祉協議会、民間事業者（企業）、NPOやボランティアなどの協働のもとに互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域であたりまえに生活できるノーマライゼーションの考え方にに基づき、地域福祉を推進してきました。ぎふ躍動プラン・21〔岐阜市総合計画〕（基本計画2008）でもこの考え方は明記されており、第2期地域福祉計画でもこの考え方を踏襲します。また、策定体制については、地域住民の現在の声を反映して改正しています。

誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造



3. 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、以下の基本目標を掲げます。基本理念と同じく、基本目標も前回の考え方を踏襲します。

本市では市民と行政の協働により、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(1) 市民活動やボランティア活動の活性化

市民活動やボランティア活動の育成や活動の支援など、住民の自主的な活動を広げていくための支援や仕組みづくりにより、住民が生きがいを持って社会参加できる地域づくりを推進します。

また、市民活動やボランティア活動を推進していくための人材づくりを推進します。

(2) 助け合いによる住みよい地域の創造

子育てや介護の社会化、高齢者や障がい者の地域での暮らしへの援助など、人と人のつながりを大切にされた地域づくりを推進します。

また、地域における交流や福祉教育を促進するとともに、災害時などの緊急時の対応など、お互いに助け合うことができる地域社会をめざします。

(3) 福祉のまちづくりの推進

誰もが気軽に外出でき、ふれあいの機会をつくり出すことにより、社会参加が実現されるまちづくりをめざします。

また、社会参加しようとしたときに物や心のバリア（障壁）を感じないための支援や福祉サービスを受けやすい環境づくりをめざします。

(4) 地域福祉の推進のための仕組みづくり

住民同士の交流や福祉に関する情報交流など、地域福祉を推進していく上での住民の意識づくりや住民の活動の拠点やバリアフリーなどの環境づくり、地域福祉の活動を推進していくための支援や取り組みのための仕組みづくりを推進します。

4. 計画の位置付け

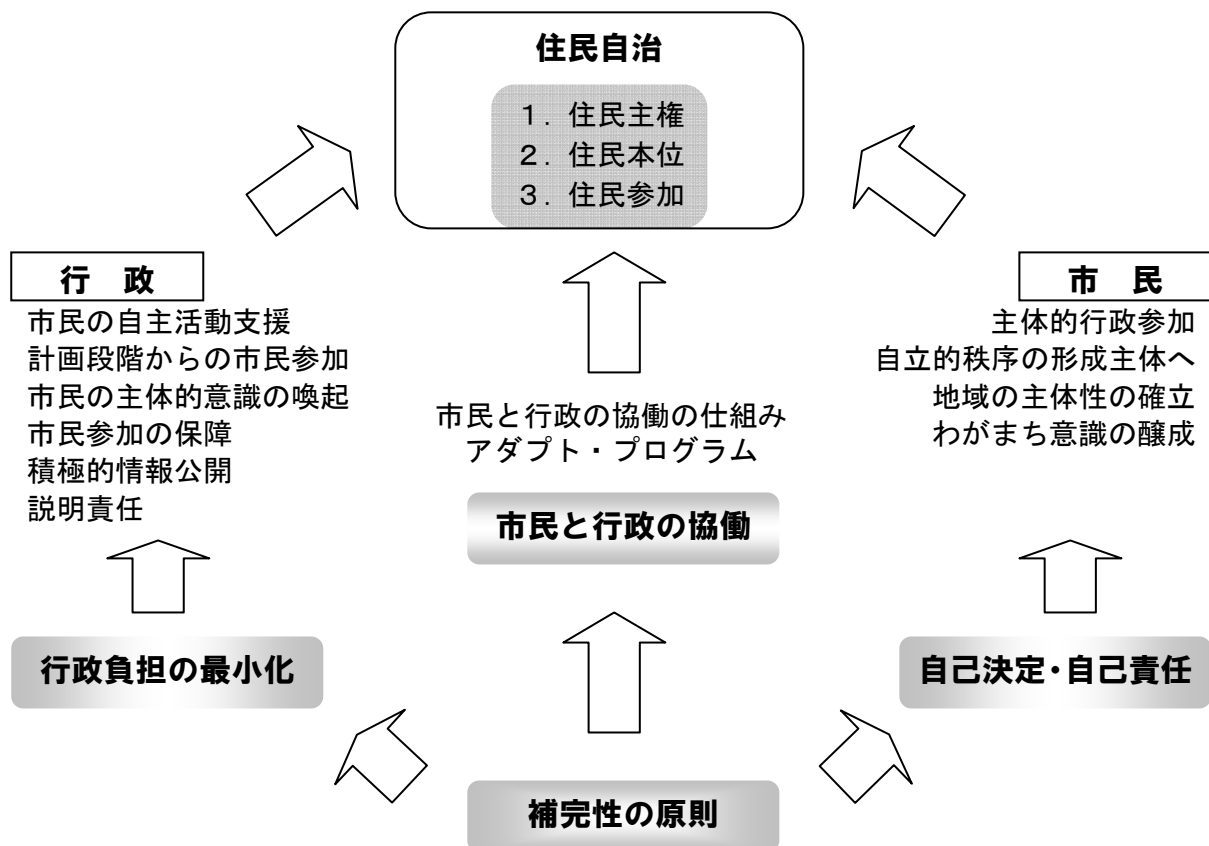
(1) 岐阜市総合計画における位置付け

ぎふ躍動プラン・21〔岐阜市総合計画〕(基本計画 2008)において地域福祉計画は、地域における福祉・健康づくり活動に市民と協働して取り組むための「地域の健康・福祉活動の促進支援」の計画として位置付けられています。

また、5つの政策大綱の中の「心安らかに暮らそう計画」に位置付けられ、この計画の推進によって、将来都市像「安心して暮らせる都市」を実現するものと位置付けられています。

一方で、地域福祉計画は、他の福祉関連の基本方針にも広く関わりを持つ計画です。さらに、総合計画の理念『市民と行政の協働』を共有し、福祉分野においてそれを追求するための計画でもあります。すべての住民が相互に協力し、また市民と行政が協力した「新たな公共」を築くため、地域課題の解決など市民がまちづくりに能動的に参画できる環境をつくるのが、地域福祉の推進につながります。

図 1-1-1 総合計画における「市民と行政の協働」のイメージ



補完性の原則：小さな単位でできることは小さな単位で行い、困難なことやより大きな単位で行うことが理に適うことは、より大きな単位で補完していくという考え方。

（２）地域福祉計画における保健と福祉の位置付け

地域福祉計画は、地域における保健と福祉を総合的に捉え、今後の方向性を示すマスタープランとして位置付けられます。

本市においては、地域保健と地域福祉が一体的・一元的に対応できる拠点として、「市民健康センター」があり、さらに、各コミュニティセンターに「ふれあい保健センター」を設置し、地域での健康づくりの普及や地域保健活動を行っています。

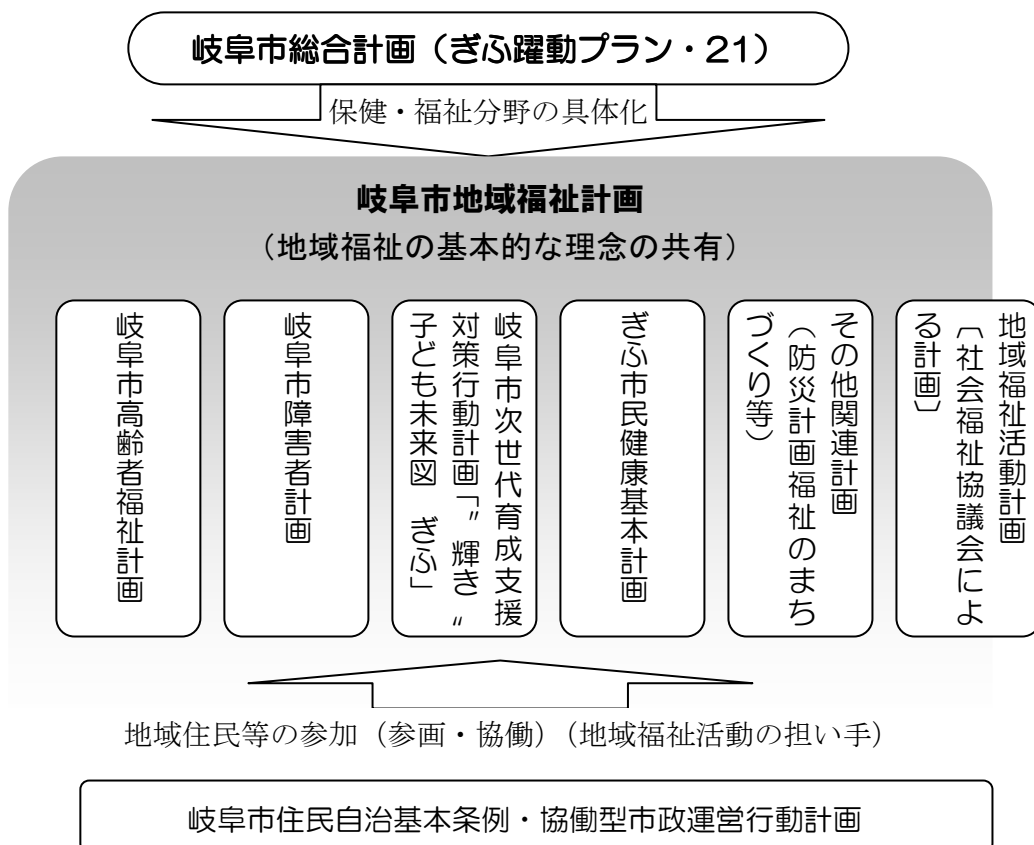
また、人が元気・健康で活動できる期間である「健康寿命」と、平均寿命の差をできるだけなくすことをめざして、公民館等において、健康づくりと地域づくりの両面からのアプローチによる「ふれあい・いきいきサロン」等の活動が進められています。

こうした地域における保健福祉の基盤を生かし、地域住民の積極的かつ主体的参加による地域保健福祉活動を推進していくことが求められます。

（３）個別計画との関係

地域福祉計画は、岐阜市総合計画の保健・福祉分野を具体化する計画であり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものであり、「地域福祉の基本的な理念」に基づき、個別計画が展開されます。

図 1-1-2 個別計画との関係



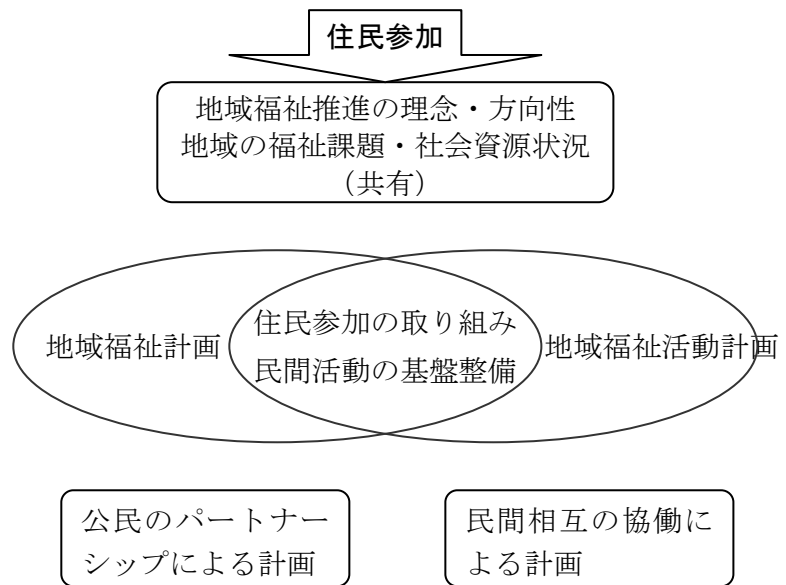
「地域福祉活動計画」は、岐阜市社会福祉協議会を中心とした民間による自主的、自発的な行動のための計画です。

地域における生活課題や地域福祉推進の理念などを共有化し、地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する意味で、地域福祉計画と対をなす計画です。

「地域福祉計画」には、「地域福祉活動計画」の具体化を支援し、地域福祉活動の基盤を整備する内容を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

本市の地域福祉活動計画は2009（平成21）年度に見直しが予定されています。

図 1-1-3 地域福祉活動計画との関係

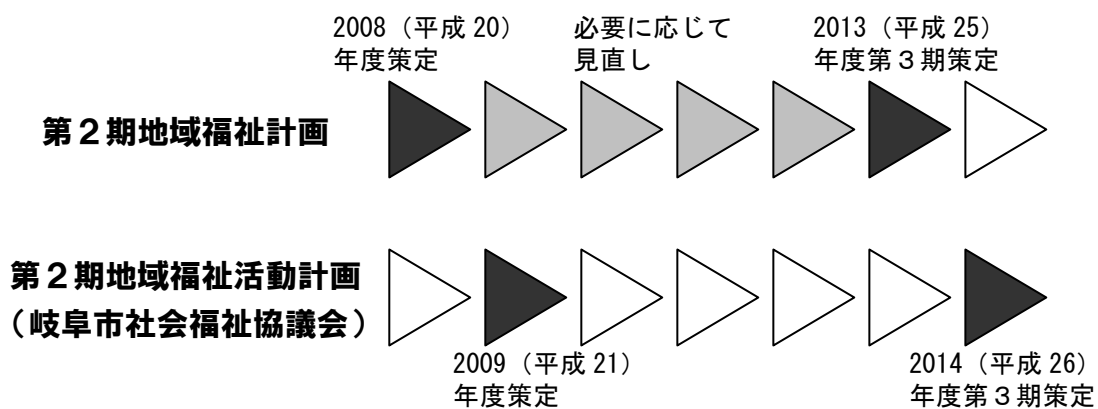


（４）計画の期間

計画の期間は2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

図 1-1-4 計画の期間



5. 計画の策定体制

地域福祉計画を策定するにあたって、地域の主役たる住民自身の意見・考えを反映するために、計画の策定段階から住民の参画を得ることが大切になります。

そのために本市では、以下の枠組みの中で計画策定に取り組んできました。

(1) 地域福祉コミュニティ会議

コミュニティセンターのブロック毎に開催される、地域住民の自由参加による討論会で、地域における日常生活の中の福祉課題等を自由に話し合い、議論を行いました。

(2) 地域福祉市民会議

「地域福祉コミュニティ会議」等で呼びかけ、熱意ある市民によって構成され、地域福祉コミュニティ会議で出された地域福祉にかかる生活課題についてより深く議論し、解決策を模索しながら市民と行政との協働による計画案づくりを行いました。

(3) 岐阜市地域福祉計画推進委員会

保健・福祉・医療関係団体の代表者、学識経験者、地域福祉市民会議の代表及び公募市民など 15 名によって構成され、地域福祉市民会議で作成した計画案の審議を行いました。

(4) 地域福祉計画推進プロジェクト

庁内の関係部署及び岐阜市社会福祉協議会の実務者によって構成され、庁内の担当レベルでの調整を図るとともに、地域福祉市民会議と一緒に、計画づくりを進めていきました。

図 1-1-5 計画の策定体制

